

見積り合わせ説明書

1 見積り合わせに付する事項

- (1) 件名
衣類等の洗濯の単価契約
- (2) 仕様書
別添のとおり
- (3) 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 納入場所
埼玉県総合リハビリテーションセンター

2 見積り合わせ参加資格

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）であること。

3 見積り合わせの方法等

- (1) 契約方法
随意契約（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号）
- (2) 見積書の提出期限及び提出方法
 - ア 提出期限
令和7年3月28日（金）午後3時まで（必着）
 - イ 提出方法
別紙見積書に必要事項を記載の上、電子メール、FAX又は持参により下記5担当宛て提出すること。
また、提出した旨の電話連絡を行い、担当者に確認をとること。
- (3) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
 - ア 上記2の参加資格を有する者であって、財務規則第103条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
 - イ 予定価格の範囲内の価格の見積書を提出した者がいないとき、あるいは

決定となるべき同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、再度見積り合わせを実施するものとする。

4 消費税等に関する注意事項

- (1) 見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって決定価格とするので、見積り合わせ参加者は、消費税及び地方消費税額に係る課税業者であるか否かを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (2) 単価契約を締結するに当たっては、消費税及び地方消費税額を除いた衣類等の洗濯内訳書を作成するので、その単価に基づき算出した金額に当該金額の消費税及び地方消費税額を加算して、県に代金を請求するものとする。

5 照会先・提出先

見積り合わせ及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒362-8567 埼玉県上尾市大字西貝塚 148 番 1

事務局 管財・用度担当 相川

電 話 048-781-6744

F A X 048-781-1552

電子メール n8122227@pref.saitama.lg.jp